

貝塚市小中学校特別教室空調設置業務
プロポーザル実施要項

令和8年4月

貝塚市教育委員会

目次

1. 業務概要	1
(1) 件名	1
(2) 業務の目的	1
(3) 対象施設	1
(4) 本業務の実施者	1
(5) 事業方式	1
(6) 業務内容	1
(7) 業務期間	2
(8) 提案限度額	2
(9) 事務局	2
2. 実施形式	2
3. 公告から契約締結までのスケジュール	2
4. 本プロポーザルへの参加資格要件	3
(1) 参加希望者等の構成	3
(2) 共同企業体に関する事項	3
(3) 共通する参加資格要件	4
(4) 単独企業又は代表構成員の参加資格要件	4
(5) 代表構成員以外の構成員の参加資格要件	4
(6) 技術者の配置	5
5. 参加申込の手続き等	5
(1) 資料の閲覧	5
(2) 実施要項等に関する質問の受付及び回答	6
(3) 参加表明書等の受付	6
(4) 参加資格審査結果の通知	6
(5) 現地視察の実施	6
(6) 事業者との技術的対話の実施	7
6. 企画提案書の提出等	7
(1) 企画提案書作成要領	7
(2) 提案価格見積書及び内訳明細書	9
(3) 企画提案書等に関する質問の受付及び回答	9
(4) 企画提案書の提出	9
(5) 特記事項	9
7. 事業者の選定及び優先交渉権者の決定	9
(1) 選定方法	10
(2) プレゼンテーション実施	10
(3) 審査結果の通知等	10
8. 事業者を選定しない場合	10
9. 優先交渉権者選定後の手続き	11
(1) 設計・施工仮契約の締結	11
(2) 本契約の締結	11

(3) 次順位候補者	11
10. 契約金の支払条件等	11
(1) 前払金	11
(2) 中間前払金	11
11. 契約保証金	11
12. その他事項	11
(1) 参加の辞退	11
(2) 参加申込等に伴う費用負担	12
(3) 企画提案書の概要版の作成及び公表	12

1. 業務概要

(1) 件名

貝塚市小中学校特別教室空調設置業務

(2) 業務の目的

本業務は、貝塚市立小中学校14校の特別教室に新たに電気及びガスを熱源とする空調を設置及びそれに伴い必要となるキュービクルの改修を行うことで、児童・生徒の教育環境の改善を図る。(老朽化に伴うキュービクルの本体更新を含む)

また、各小中学校の特別教室が災害時、感染症などにより隔離する必要があるかたの避難場所としての環境整備を目的とする。

さらに、学校施設としての特性を活かし、SDGsの理念を踏まえた子どもたちの学びに資する付随的な取組みについて、民間事業者の創意工夫による提案を期待する。

(3) 対象施設

ア 施設数

市立小学校 10校

市立中学校 4校

イ 施設の用途

学校

ウ 設置予定箇所

特別教室(理科室、家庭科室、木工室等)

小学校 20室

中学校 19室

(4) 本業務の実施者

貝塚市長 牛尾 治朗

(5) 事業方式

本業務は、民間事業者の技術力やノウハウを最大限に活用し、効率的な設計施工による工期短縮や学校運営への影響を最小限に抑えた施工計画とするため設計施工一体型のDB方式を採用する。

(6) 業務内容

ア 設計業務

①対象となる特別教室に空調設備を設置及びそれに伴い必要となるキュービクルの改修

②キュービクルの本体更新

上記内容に必要な設計業務。本業務における定義について空調冷暖房機器を必須のものとし、換気設備等を設置することも拒まない。

イ 施工業務

①対象となる特別教室に空調設備を設置及びそれに伴い必要となるキュービクルの改修

②キュービクルの本体更新

上記内容に必要な施工業務。本業務における定義について空調冷暖房機器を必須のものとし、換気設備等を設置することも拒まない。

ウ 統括管理業務

設計業務及び施工業務を統括し、事業の円滑な進行管理を行うとともに、各業務の検収、検査に係る書類作成や立ち合い、定例会議等の運営、設計変更や工程調整に係る諸手続き等の業務。

エ 付帯業務

学校施設としての特性を活かし、SDGs の理念を踏まえた子どもたちの学びに資する付帯的な取組みを期待する業務。

例) 設備の省エネルギー性や環境性能等を児童・生徒が興味を持ち学習に活用できる仕組み等。

オ その他業務

市が実施する各種補助制度等への申請または会計検査対応等の支援。

(7) 業務期間

ア 契約期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで

イ 空調設備施工期限

令和8年度3学期修了式後から令和9年8月25日までにすべての運転確認を行い、令和9年8月26日に空調設備を使用できる状態にすること。(必要な学校についてはキュービクルの改修等を含む。)

ウ キュービクル施工期限

令和8年度3学期修了式後から令和10年2月29日までに完了すること。

(8) 提案限度額

466,900,000円(消費税及び地方消費税額相当額を含む)

ただし、低入札価格調査基準価格等は設けない。

(9) 事務局

部署名：貝塚市教育委員会 教育部 教育総務課

住所：〒597-8585 大阪府貝塚市畠中1-17-1 市役所本庁舎5階

電話：072-433-7105(直通)

メールアドレス：kyoikusomu@city.kaizuka.lg.jp

2. 実施形式

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

3. 公告から契約締結までのスケジュール

	内 容	期間及び提出期限	備考
1	公告	令和8年4月6日(月)	
2	実施要項等に関する質問の受付期間	令和8年4月6日(月) ~23日(木) (午後4時)	電子メールのみ受付
3	実施要項等に関する質問の回答	令和8年5月1日(金)	貝塚市HP上で公表
4	参加表明書等受付期限	令和8年5月15日(金) (午後4時)	持参のみ(郵送不可)

5	参加資格審査結果通知	令和8年5月26日(火)	電子メールにより通知
6	現地視察実施期間※1	令和8年5月7日 (木)、8日(金)	希望者のみ (事前申込必要)
7	技術的対話実施期間※1	令和8年6月8日(月) ～10日(水)	希望者のみ (事前申込必要)
8	企画提案書等に関する質問の受付期間	令和8年5月26日(火) ～6月12日(金) (午後4時)	電子メールのみ受付
9	企画提案書等に関する質問の回答	令和8年6月19日(金)	貝塚市HP上で公表
10	企画提案書類の提出期限	令和8年7月3日(金) (午後4時)	持参のみ(郵送不可)
11	企画提案書に関するプレゼンテーション	令和8年7月27日(月) (予定)	
12	優先交渉権者選定結果通知及び公表	令和8年7月下旬	電子メールにより通知及び 貝塚市HP上で公表
13	仮契約締結	令和8年7月下旬	
14	本契約締結(市議会における議決後)	令和8年9月下旬	

※申込等は「5. 参加申込の手続き等」参照

4. 本プロポーザルへの参加資格要件

参加希望者は、本事業の公告日の時点において、以下の要件を満たしていること。なお、優先交渉権者の選定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合等は、参加資格の取消又は失格とする。

(1) 参加希望者等の構成

ア 単独企業又は共同企業体とする。

イ 単独企業で参加する場合は 4 (3)、4 (4) 及び 4 (6) の事項を満たすこと。

ウ 共同企業体で参加する場合は 4 (2) の事項を満たすこと。

(2) 共同企業体に関する事項

共同企業体は以下すべての項目を満たすこと。

ア 共同企業体による共同施工方式とする。

イ 共同企業体の構成数は3社までとする。

ウ 共同企業体の構成員の組合せは、4 (3)、4 (4) 及び 4 (6) の資格要件を満たす代表構成員と、4 (3)、4 (5) 及び 4 (6) の資格要件を満たす構成員とする。ただし、本工事の共同企業体の構成員は、本事業の他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。

エ 代表構成員の出資比率は、構成員のうち最大出資比率でなければならない。

オ 構成員のうち、最小出資比率は2社による場合は30%以上、3社による場合は20%以上とする。

カ 各構成員は本業務について2以上の共同企業体の構成員になることはできない。

キ 各構成員は、(様式2-3)又は(様式2-4)により共同企業体協定書を締結しなければならない。

(3) 共通する参加資格要件

単独企業又は共同企業体の各構成員は以下すべての項目を満たすこと。

- ア 本事業の契約の締結日前1年7か月以内の審査基準日による経営事項審査を受けている者。
- イ 貝塚市建設工事入札実施要項第4条第2項に該当しない者。
- ウ 会社更生法又は民事再生法に基づき、更生手続き開始の申立て又は再生手続き開始の申立てがなされていない者(更生計画または再生計画の認可がなされている場合を除く)。
- エ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

(4) 単独企業又は代表構成員の参加資格要件

単独企業又は共同企業体の代表構成員は、以下のア、イを満たし、かつウ、エのいずれかを満たすこと。

- ア 官公庁が発注した過去10年間(平成28年4月1日~令和8年3月31日までの間)に完成・引渡し完了した、国立及び公立小・中・義務教育学校及び高等学校の施設において空調設備の新設又は更新工事を管工事業種の元請及び一次下請けとして施工した実績があること。なお、共同企業体での施工の場合は、代表者として施工実績があること。
- イ 本事業の監理技術者として、事業期間中を通じ建設業法における管工事に係る監理技術者を本工事に専任で配置すること。ただし、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項ただし書き又は同法第26条の5の要件を満たす場合は、当該監理技術者の専任を要しないものとする。
- ウ 貝塚市内に本店を有する貝塚市等級格付け管Aランク業者で、管工事に係る特定建設業許可を得た者であって、貝塚市において同工事業の入札参加資格登録を行っており、経営規模等評価結果通知書の管工事の総合評価点(P)点が800点以上の者。
- エ 大阪府内に本店、支店又は営業所を有し、管工事に係る特定建設業許可を得た者であって、貝塚市において同工事業の入札参加資格登録を行っており、経営規模等評価結果通知書の管工事の総合評価点(P)点が1000点以上の者。

(5) 代表構成員以外の構成員の参加資格要件

共同企業体の代表構成員以外の構成員は以下のア、イ、ウのいずれかを満たすこと。

- ア 貝塚市内に本店を有する貝塚市等級格付け管Aランク業者で、管工事に係る建設業許可を得た者であって、貝塚市において同工事業の入札参加資格登録を行っており、経営規模等評価結果通知書の管工事の総合評価点(P)点が700点以上の者であり、建設業法における管工事の主任技術者を専任で配置できる者。
- イ 貝塚市内に本店を有する電気業者で、電気工事に係る建設業許可を得た者であって、貝塚市において同工事業の入札参加資格登録を行っており、経営規模等評価結果通知書の管工事の総合評価点(P)点が700点以上の者であり、建設業法における電気工事の主任技術者を専任で配置できる者。

ウ 大阪府内に本店、支店又は営業所を有し、管工事又は電気工事に係る建設業許可を得た者であつて、貝塚市において同工事業の入札参加資格登録を行つており、経営規模等評価結果通知書の管工事の総合評価点（P）点が900点以上の者であり、建設業法における管工事又は電気工事の主任技術者を専任で配置できる者。

（6）技術者の配置

以下に示す技術者をすべて配置すること。なお、設計業務を設計会社に委託する場合は、委託する企業（以下、協力会社という。）から、アで示す設計責任者を配置すること。共同企業体においては、イで示す監理技術者は代表構成員から配置し、ウ及びエで示す担当技術者は代表構成員以外の構成員から配置してもよい。

本事業の受注者になった場合、参加資格確認申請書に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置しなければならない。やむを得ず変更する場合は、同等以上の資格や経験を有する者を配置し、出来ない場合は違約金等の対象となる場合がある。

ア 本事業の設計責任者として一級建築士又は建築設備士の資格保有者を配置すること。ただし、一級建築士事務所登録がされていること。

イ 本事業の監理技術者として、事業期間中を通じ建設業法における管工事に係わる監理技術者を本工事に専任で配置すること。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書き又は同法第26条の5の要件を満たす場合は、当該監理技術者の専任を要しないものとする。

ウ 本事業の電気設備工事関係の担当技術者として、事業期間中を通じ建設業法における電気工事に係わる主任技術者を本工事に専任で配置すること。

エ 本事業の管工事関係の担当技術者として、事業期間中を通じ建設業法における管工事に係わる主任技術者を本工事に専任で配置すること。なお、イで示す者とは別人とする。

5. 参加申込の手続き等

本要項、要求水準書、様式は本市教育総務課ホームページ(<https://www.city.kaizuka.lg.jp/>)からダウンロードして使用し、次の要領により参加申込等手続きをすること。

（1）資料の閲覧（希望する場合のみ）

ア 閲覧資料

資料名	内容
学校施設台帳	対象施設分
自家用電気工作物点検結果	令和7年度年次点検
小中学校空調設備設置工事	図面

イ 閲覧期間 令和8年5月15日（金）午後4時まで

ウ 閲覧時間 午前10時～午後4時（12時00分～45分を除く）

エ 閲覧場所 市役所本庁5階 教育総務課

オ 申込方法 必ず電話にて事前予約すること。

カ 閲覧資料の取扱い

資料にある情報は、本業務に関する事項のみに使用し、情報漏洩の無いように適切に管理すること。

また、閲覧資料については、参加資格を得た民間事業者に対し、後日データにて貸与する。

(2) 実施要項等に関する質問の受付及び回答

ア 受付期限 令和8年4月23日(木) 午後4時まで

イ 提出先 事務局宛

ウ 提出方法 (様式3)を使用して、電子メールにて送信すること。

なお、電子メール送信後、電話にてその旨連絡すること。

エ 質問の回答 令和8年5月1日(金)に市ホームページに掲載する。

ただし、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問の内容を一部修正又は質問及び回答を公表しない場合がある。

(3) 参加表明書等の受付

事業者は、次の方法により参加表明手続きを行い、参加資格要件の有無について一次審査を受けること。

参加希望多数の場合には、一次審査基準に基づき審査を行い、上位3者に参加資格を与える。具体的な審査基準は、別紙、プロポーザル優先交渉権者選定基準に示すとおりとする。

ア 受付期限 令和8年5月15日(金) 午後4時まで

イ 提出場所 事務局宛

ウ 提出方法 持参によること。(郵送その他は受け付けない。)

エ 提出書類

① 参加表明書(様式1)

② 参加資格確認申請書(様式2-1又は2-2)

③ 共同企業体協定書(様式2-4又は2-4) ※共同企業体の場合

④ 受注実績(様式2-5)

⑤ 監理技術者の業務実績(様式2-6)

オ 提出部数 正本1部 副本1部

(4) 参加資格審査結果の通知

公告日を参加資格の資格確認基準日とし、実施要項「4. 本プロポーザルへの参加資格要件」により本業務への参加資格の確認を行ったうえで、参加申込資格審査結果を参加表明書に記載された単独企業又は共同企業体の代表構成員へ通知する。

ア 通知日 令和8年5月26日(火)

イ 通知方法 電子メールで通知

審査結果は、申込者全員に対して、電子メールにて通知する。

(5) 現地視察の実施(希望する場合のみ)

ア 受付期限 令和8年4月22日(水) 午後4時まで

イ 提出方法 (様式4)を使用して、電子メールにて送信すること。

なお、電子メール送信後、電話にてその旨連絡すること。

ウ 実施日 令和8年5月7日(木)、8日(金)

エ 視察方法 事務局が同行する。時間等の詳細は現地視察を希望する事業者に対し電子メールで通知するものとする。

オ 視察箇所 事務局が決定した対象の学校数校の、空調を設置する一部教室、廊下、バルコニー、校舎外周り、分電盤、受変電設備等。

ただし、学校運営に支障がない範囲とする。

(6) 事業者との技術的対話の実施（希望する場合のみ）

市は、参加資格を得た事業者と、次の目的により技術的対話を実施するものとする。技術的対話は、守秘義務協定を締結し、非公開にて実施する。

- ・ 要求水準等の齟齬の解消。
- ・ 民間事業者の参加に対する負担軽減。
- ・ 市が期待する付帯的な取組に対し、民間の活力導入効果の最大化。
- ・ 民間事業者の企画提案内容の価値向上。

ア 受付期限 令和8年6月1日(月) 午後4時まで

イ 提出先 事務局宛

ウ 提出方法 (様式5)を使用して、電子メールにて送信すること。

なお、電子メール送信後、電話にてその旨連絡すること。

エ 技術的対話の実施期間 令和8年6月8日(月)～10日(水)

オ 技術的対話の実施日及び場所

上記の申込を受けた市は、技術的対話の実施日を調整し、申込者に時間と場所を、電子メールにて通知するものとする。

6. 企画提案書の提出等

参加者は、企画提案書等を次の要領により提出すること。

(1) 企画提案書作成要領

ア 企画提案書の作成においては、可能な限り簡潔な文章表現等を用いること。なお、内容が伝わりやすいよう注釈、図表・イラスト等の活用や文字の着色等を可能とする。

イ 企画提案書に使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上とすること。ただし、図表や脚注等については、この限りではない。

ウ 企画提案書の記述において、参考資料（企画提案書の提出枚数に含まないもの）として他の様式や資料を参照する場合には、当該参照箇所を明記すること。ただし、参考資料は評価の対象外とする。

エ 企画提案書は、A4縦・左綴じ（A4版紙ファイル、インデックス付け）とし、中分類単位でページ番号を付すこと。また、企画提案書の表紙右上に、市が事業者へ送付する参加資格確認通知書に記載のある「応募事業者番号」を記入すること。

オ 提出物は、紙媒体で企画提案書（事務局提出用）正本1部・副本1部、企画提案書（選定委員配布用）7部、電子データを1部提出すること。なお、電子データを記録したDVD-RまたはCD-Rには、当該媒体の表部分に「事業名称」と「応募事業者番号」を記入すること。

カ 電子データは、Microsoft Word、Microsoft Excel、Adobe Acrobat を基本とすること。

キ 企画提案書の提出枚数（頁数は上限枚数とする。）

企画提案書の項目は下表のとおりである。なお、必要に応じてA3版を活用することを可能とするが、A4版に換算した場合の最大枚数を超えないものとする。

評価項目			最大頁数 (A4 版)		
評価対象	中分類	小分類			
	事業に対する基本的な考え方	・本事業の目的を理解した企画提案となっているか。	1	1	
企画提案書に関する項目	学校施設の特徴	・学校施設の特徴を理解し、各特別教室の利用目的や利用実態を踏まえた提案となっているか。 ・災害時の避難所としての利用を踏まえた提案となっているか。	2	2	13
	地域人材の活用・育成	・市内事業者の参画・人材育成の活用した提案となっているか。 ※ ・市内事業者の育成に関する工夫がされた提案となっているか。	1	1	
	児童・生徒の安全確保	・児童・生徒及び学校関係者の安全確保に配慮した提案となっているか。	1	1	
	学校活動への配慮	・学校運営や授業への影響を最小限とする計画の提案となっているか。	2	4	
	業務工程表	・設計から施工まで効率的かつ実現性の高い全体工程の提案となっているか。	※※		
	業務連絡体制	・市及び監理技術者、各業務主任技術者等との業務連絡体制等について有効な提案となっているか。	2		
	学習機会の創出	・環境教育等への活用が期待できる提案となっているか。	2	4	
	継続的な活用	・学校教育の中で継続的に活用できる仕組みや工夫が提案されているか。	2		

※別途（様式 8-1、8-2）協力事業者一覧表、協力事業者参加表明書を提出する。ただし、最大頁数には含めない。

※※業務工程表（任意様式 A 3 版片面刷り 2 枚以内 Z 折）を提出する。ただし、最大頁数には含めない。履行期限までの施工計画についての具体的工程、工程の相互関係及び期間内の一連の流れが明確となるように整理すること。

ク 企画提案書には、事業者の構成員の企業名が特定できるようなロゴマーク等の記載をしないこと。ただし、提案価格見積書、実施体制については企業名を記載すること。

ケ 提案内容に含まれる特許権、商標権等の法令に基づいて保護される第三者への権利の対象となっている工法、維持管理方法、材料等を使用した結果生じた責任は、事業者自らが負うものとする。

コ 提案にあたっては、事前に事業者の責任において関係法令等を確認すること。なお、契約後、業務実施時における法令適合のリスクは、受注者に属するものとする。

- サ 提出書類の記載内容に関する責任は提案者が負うものとする。
- シ 提出された書類の返却は行わない。
- ス 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で公開及び二次的な使用は行わない。
- セ 提案者は、当該要項の内容を了解の上、参加することを条件とする。

(2) 提案価格見積書及び内訳明細書

- ア 提案価格見積書（様式9-1）は、「1.（6）業務内容」にかかる費用を記載すること（会社名、代表者名の記載の上、代表者印を押印すること）
※要求水準書の内容を満たし、現地条件及び参加者による技術提案内容を反映した見積金額とすること。
- イ 各業務にかかる提案価格見積書の内訳明細書（様式9-2）を提出すること。

(3) 企画提案書等に関する質問の受付及び回答

- ア 受付期間 令和8年5月26日（火）～ 6月12日（金）午後4時まで
- イ 提出先 事務局宛
- ウ 提出方法（様式10）を使用して、電子メールにて送信すること。
なお、電子メール送信後、電話にてその旨連絡すること。
- エ 質問の回答 令和8年6月19日（金）に市ホームページに掲載する。
※企画提案書等に関する質問は、提出書類の作成に係るものとし、審査（評価）に係る質問は一切受け付けない。

(4) 企画提案書の提出

- 提出にあたっては、事前に事務局宛に提出日時を連絡し、提出日時を調整すること。
必要に応じて企画提案書の審査のためにその内容について確認を求める場合がある。
- ア 受付期限 令和8年7月3日（金） 午後4時まで
- イ 提出先 事務局
- ウ 提出方法 企画提案書（事務局提出用）正本1部・副本1部、企画提案書（選定委員配布用）7部をそれぞれ紙ファイルに綴じたもの、提案価格見積書及びこれらのデータを入れたCD-R又はDVD-Rを事務局に持参すること。

(5) 特記事項

- ア 企画提案書の提出時に追加資料の提出を求めることがある。なお、追加資料の提出期限は貝塚市の指定した日までとする。
- イ 提出された書類は、提出期限までは原則改変できるものとする。ただし、改変しようとする場合は、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出期限までに提出すること。この場合、改変後書類の提出時を受付順とする。
- ウ 提出期限後の提出書類の差し替え及び再提出は原則認めない。ただし、組織変更等、やむを得ない場合の業務実施体制の変更については可とする。
- エ 実施要項に記載のない事項であっても、提案者が必要と判断できる事項があれば積極的に記載すること。ただし、これに係る経費は、提案価格見積書に含むものとする。

7. 事業者の選定及び優先交渉権者の決定

(1) 選定方法

事業者の選定については、「参加資格審査」及び「企画提案書等の審査」により、外部有識者も含めた選定委員会にて事業者を選定する。具体的な選定基準は、別紙、プロポーザル優先交渉権者選定基準に示すとおりとする。

(2) プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書について、プレゼンテーションによる内容説明を求める。事業者は、選定委員会にて提案内容について個別にプレゼンテーションを行うものとする。

ア 日 時 令和8年7月27日(月)(予定) ※詳細は後日、通知する。

イ 場 所 市役所本庁3階 公房会議室A(予定)

ウ 出席者 出席者は5名以内とし、単独企業又は共同企業体の代表構成員は必ず出席すること。

エ 所要時間	準備	5分以内
	提案等の説明	20分以内(時間厳守)
	質疑応答	30分以内
	片付け	5分以内

オ 提案順 申込受付の順番

カ その他

- ① 説明は、企画提案書に記載した内容のとおりとする。説明資料の追加は認めない。
- ② 審査委員に提案者の会社名を伏せた上で、プレゼンテーションを行うため、挨拶や提案事項説明等の中で提案者の会社名を発言しないようにすること。
- ③ プレゼンテーション時の発言は、断りが無い限り、企画提案内容となる。
- ④ プレゼンテーション予定日に大雨や暴風等の警報等が発表された場合は、日程を延期する可能性がある。その場合は、単独企業または共同企業体の代表構成員に連絡する。
- ⑤ 提案者が1者の場合も、本プロポーザルは有効なものとして取り扱う。
- ⑥ 審査の経過に対する問合せは受け付けない。
- ⑦ パソコン、HDMIケーブルは、提案者で準備・設置すること。ただし、モニター等は、貝塚市で用意するものとする。

(3) 審査結果の通知等

市は、本業務の選定方式及び方法に基づき優先交渉権者を決定した際には、速やかにその結果を市のホームページにて公表する。審査結果は、審査を受けた者全員に対して、電子メールにより通知する。

8. 事業者を選定しない場合

市は、事業者の応募が無い場合や民間事業者の提案内容から市の要求する水準の達成が困難と判断した場合は、民間事業者を選定しない。その際、本業務実施事業者選定及び公募を取り消すものとし、その旨を速やかに市のホームページにて公表するとともに、応募した事業者全てにその旨を通知する。

9. 優先交渉権者選定後の手続き

(1) 設計・施工仮契約の締結

優先交渉権者は提案に基づき、本市と本業務に係る設計施工一括契約の仮契約を締結する。その際に協議してリスク分担を定める。

(2) 本契約の締結

本業務の契約については「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（昭和39年貝塚市条例第15号）により議会の可決を得る必要がある。

議決後、市は速やかにその旨を通知し、仮契約書に本契約日を記入することで、本契約の締結となる。

ただし、議会の可決を得られないときは、この契約は無効となり発注者は損害賠償の責めを負わない。

(3) 次順位候補者

優先交渉権者が実施要項等に定める資格に該当しないこととなった場合又は契約を辞退した場合においては、直ちに契約手続きを中止し、他の参加者と協議を行う場合がある。その場合、評価点が次に高い次順位候補者と契約交渉を行う。

10. 契約金の支払条件等

(1) 前金払

ア 令和8年度会計における前払金を請求することはできない。

イ 令和9年度会計において、契約金額の40%以内の額の前払金を請求することができる。

(2) 中間前金払

ア 令和9年度会計において、契約金額の40%以内の額の前払金に加え、工事の中間段階にさらに契約金額の20%以内を前払金として支払う中間前払を請求することができる。

(3) 精算払

ア 令和9年度会計において、すべての業務が完了し、検査に合格したのちに請求することができる。

11. 契約保証金

原則として、事業者は本契約の締結と同時に契約保証金（契約金額の100分の10以上の額）を納付する。なお、規則により契約保証金の全部又は一部が免除となる場合がある。

12. その他事項

(1) 参加の辞退

参加の資格を得た事業者が本事業への参加を辞退する場合は、（様式6）辞退届を書面にて市へ持参により提出すること。

なお、本事業を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取り扱いを受けるものではない。

(2) 参加申込等に伴う費用負担

事業者選定までの応募に伴う全ての費用を負担するものとし、これらを承諾の上、応募すること。

(3) 企画提案書の概要版の作成及び公表

契約締結後において、企画提案書の概要版を作成すること。

また、概要版は市ホームページで公表する。